

令和5(2023)年度スポーツ施設行政区無料開放事業実施要綱

- 目的** 地域住民の健康と体力の向上ならびにコミュニケーションを図ることを目的とし、スポーツ施設行政区無料開放事業実施要綱に従い、市スポーツ施設を行政区に無料開放する。
- 期間** 令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで
- 開放対象施設および申込み先**

施設名称	施設の種類	申込み先
三好公園屋外施設	①野球場 ②陸上競技場 ③弓道場 ④テニスコート	火曜日～土曜日の午前9時～午後9時、日曜日は午前9時から午後5時までに、三好公園総合体育館窓口へ。 予約は直接窓口で(利用の2か月前から受付)。
三好公園総合体育館	①アリーナ ②柔道場 ③剣道場 ④卓球場	問合せ：三好公園総合体育館 TEL 34-3131
きたよしグラウンド	多目的広場	火曜日～日曜日の午前9時～午後5時までに、三好丘桜公園のきたよし地区公園管理事務所窓口へ。 予約は直接窓口へ(利用の2か月前から受付)。 問合せ：きたよし地区公園管理事務所 TEL 36-8625
三好丘公園	①多目的広場 ②テニスコート	
三好丘桜公園	①多目的広場 ②テニスコート	
黒笹公園	多目的広場	
旭グラウンド	多目的広場	火曜日～日曜日の午前9時～午後5時までに、旭グラウンドへ直接予約。 問合せ：旭グラウンド TEL 36-2955

- 申込み方法** 各行政区が利用する施設へ直接申し込む(次ページ参照)。
- 開放日数** 1行政区につき年間で1回とする。
- 使用料** 無料とする(施設利用料金以外(照明設備、附属設備等)は含まない。)
- 実施内容** 各行政区が計画、実施をする。
- 対象外事業** ①地区体力づくり事業は対象外とする。
②スポーツまたはレクリエーションスポーツ以外の目的(盆踊り等)は対象外とする。
- 提出書類** 利用1か月前までに、スポーツ施設行政区無料開放事業実施計画及び減免申請書(様式1)、施設の利用許可申請書をスポーツ課へ提出。
利用後2週間以内に、スポーツ施設行政区無料開放事業実施報告書(様式2)をスポーツ課へ提出
- その他** 詳細は次ページを参照してください。

問合せ先：三好公園総合体育館内/みよし市教育委員会スポーツ課 (TEL：32-8027)

利用上の手続き方法

- ①利用する施設で施設の利用手続きを行ってください。その際、「スポーツ施設行政区無料開放事業実施計画及び減免申請書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、施設利用許可申請書に添えてご提出ください。利用手続きは施設利用の1か月前までに行ってください。
- ②その後、施設担当者より「施設利用許可書」を申請者へ郵送します。また、照明設備及び附属設備等を利用する場合は、その部分の納付書も併せて郵送します。
- ③施設利用時に「施設利用許可書」を、施設の窓口へご提出ください。設備等の利用がある場合は利用券も併せてご提出ください。
- ④施設利用後2週間以内に「スポーツ施設行政区無料開放事業実施報告書（様式第2号）」を記入し、スポーツ課へご提出ください。